

様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次  
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也  
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

## 財政援助団体等の監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 28 年 1 月 29 日から同年 2 月 19 日までの間に実施した財政援助団体等の監査について、同条第 9 項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第 12 項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

### 1 監査の対象

- (1) 出資団体（所管部課名）  
公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団（教育委員会事務局スポーツ文化課）
- (2) 公の施設の指定管理者（所管部課名）  
公益財団法人 新居浜市文化体育振興事業団（教育委員会事務局スポーツ文化課）  
対象施設等：市営サッカー場、市営野球場、山根公園屋内プール
- (3) 補助金交付団体（所管部課名）／ 対象事業  
ア 社会福祉法人 ふたば会（福祉部地域包括支援センター）／ 成年後見制度普及支援事業  
イ 社会福祉法人 新居浜市社会福祉協議会（福祉部地域福祉課）／ 法人後見事業

### 2 監査の範囲

- (1) 出資に係る出納その他の事務執行
- (2) 平成 26 年度の施設管理全般
- (3) 平成 26 年度に交付された補助金に係る出納その他の事務執行

### 3 監査を実施した委員

田 中 洋 次・柿 並 哲 也・仙 波 憲 一

### 4 監査の方法

出資及び補助金等に係る出納その他の事務並びに施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料は、目的に沿って適正に執行されているかどうか、また、チェック体制は機能しているかに主眼をおき、関係帳簿、証書類との照合を行うとともに、必要に応じ関係者からの説明を求め、監査を実施した。

### 5 監査の結果

出資及び補助金等に係る出納その他の事務並びに施設の管理に関する協定書に基づく指定管理料は、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。

今後においては、さらに目的に沿った効果効率的な執行に留意するよう望むものである。

なお、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

# 財政援助団体等

## 1 対象施設及び事業の概要（平成26年度）

### (1) 出資団体（平成27年3月31日現在）

#### ア 出資団体名

公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団（新居浜市繁本町8番65号）

#### イ 出資の状況

基本金50,000千円うち新居浜市全額出資

#### ウ 目的

新居浜市及び新居浜市教育委員会との密接な連携のもとに、文化・体育施設等の効果的、効率的な活用を図り、各種市民団体との協働を基本とした文化・体育等の活動を推進することにより、市民が広く文化やスポーツに親しむ機会と活動の場を提供し、新居浜市の文化水準の向上及びスポーツの普及奨励に寄与すること、併せて市民の能力開発を通じ社会参加の促進を図り、豊かな人間性の涵養と健康で活力に満ちた明るい生活の実現に資することを目的とする。

#### エ 役員数及び職員数

- ・理事9名、監事2名、評議員9名で構成し、うち代表理事1名、副理事長1名、常務理事1名
- ・職員49名

### (2) 公の施設の指定管理者

（単位：円、人）

指定管理者名	施設名	指定管理料	利用者数	所管部課名
公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団	市営サッカー場	249,195,000 (その他体育施設を含む)	31,661	教育委員会事務局 スポーツ文化課
	市営野球場		19,234	
	山根公園屋内プール		27,896	

### (3) 補助金交付団体

（単位：円）

対象団体名	交付金額	補助事業の名称	所管部課名
社会福祉法人ふたば会	1,000,000	成年後見制度普及支援事業	福祉部 地域包括支援センター
社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会	739,000	法人後見事業	福祉部地域福祉課

## 2 指摘事項及び回答内容

### (1) 新居浜市文化体育振興事業団に関すること（回答は平成28年3月15日付け）

#### ア 文化施設主催事業について

文化体育振興事業団が開催している芸術文化関連の教室や公演等の中には、平成27年度に文化創造の拠点施設として開館した総合文化施設などにおいても行われている教室等が見受けられる。

参加者層の違いなども考えられると思うが、事業の効率化に取り組みながら芸術文化の振興を図っていくことも必要であることから、これを機に総合文化施設との事業連携なども視野に入れ、文化施設主催事業の再編を行うなど、今後の新たな事業展開について検討されたい。

(新居浜市文化体育振興事業団)

#### <回答>

当事業団は今日まで指定管理者として本市の文化振興に寄与する諸事業に、創意工夫をしながら取り組んで参りました。ご指摘の他の指定管理団体との連携には、母体となる団体の独自性の尊重、利用者の年齢層や参加機会の公平性の確保、駐車場等交通の利便性も踏まえた上で検討する必要があると考えます。今後、新居浜市が中心に指定管理者受託団体をはじめ文化関係諸団体の調整機能を有する組織化を図り、その中で論議を深めることが芸術文化の向上に繋がる新しい事業の展開が図れるものと考えます。

#### イ 指定管理料について

文化体育振興事業団が指定管理者となっている女性総合センター（市民部所管）の平成26年度における管理運営経費等の決算処理では、当施設での経費不足分を他の文化体育施設（教育委員会所管）の指定管理料等で補い、文化体育振興事業団が行う指定管理業務のトータルとしては収入不足とならない収支決算となっている。

本来の所管ではない部局からの経費支出や実際の決算状況と異なる会計処理を行うことは、業務全般の信頼性や適正な予算執行の面からも問題があるため、市民サービスの向上や各施設の管理運営経費の節減等にも留意しながら、指定管理業務の仕様変更等が可能な時期までに部局間で予算措置等の調整を行い、それぞれ実態に即した指定管理料となるような的確な予算編成に努められたい。

(スポーツ文化課)

#### <回答>

指定管理料については、指定を受けた5年間それぞれの年度の事業計画及び収支予算を策定した上で、債務負担行為となっています。

文化体育振興事業団には、事業計画に沿った事業実施と予算執行に努めていただき、担当課として、そのための指導助言を行ってまいります。

さらに今後は、実態に即した指定管理料となるべく、業務内容や仕様書について精査し、次期指定管理に向けて取り組んでまいります。

(2) 新居浜市社会福祉協議会に関すること（回答は平成28年3月23日付け）

ア 法人後見事業の支払明細書について

法人後見事業の平成26年度の支払明細書によると、燃料費（公用車ガソリン代）は12月から2月までの3か月分のみ、通信運搬費（切手代・電話代）は2月支払い分のみしか計上されておらず、費用の実績が適正に表記されているかどうか疑念がある。

本事業に対する市の補助金は、決算書に計上された収支の実績に応じて算定されるため、計上額の多寡は補助金額に直接影響を及ぼすものであり、正確性、適正性が強く求められる。配分方法に説得性を欠く燃料費、通信運搬費等の共通経費について、支出の実態をより正確に反映した合理的な配分基準を定め、費用計上の適正性を確保されたい。

(新居浜市社会福祉協議会)

<回答>

この法人後見事業は平成25年12月から開始し、平成26年度は「地域福祉課」の事務分掌として、他の事業との調整や整合を図るため、単独所有していない電話回線や車輛等については、実績を見ながら事後に費用按分する会計処理を行いましたことから、監査で指摘されましたような支払明細書となりました。

平成27年度は新設された「権利擁護課」が事務分掌となっており、福祉サービス利用援助事業と法人後見事業の割合を事業の実績に応じて7：3に按分し会計処理をしていますが、平成28年度からは各事業における車輛の使用距離数のデータ等、平成27年度体制の下での客観的な数字を算定し直して、さらに合理的な按分基準を定めてまいります。

(3) ふたば会に関すること

掲載事項なし